

2019年度の下限予定利率・最低積立基準額の算定に用いる予定利率について

2019年3月29日付で、DBにおける「下限予定利率」および「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」が告示*されました。

※ 厚生労働省告示 第115、117号

* 本資料では、「確定給付企業年金」を「DB」と表記します。

【内容】

- I. DBにおける「下限予定利率」について
- II. DBにおける「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

[受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）]

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp

本資料は、作成時点における信頼できる情報にもとづいて作成されたものですが、その情報の確実性を保証するものではありません。
本資料に含まれる会計・税務・法律等の取扱いについては、公認会計士・税理士・弁護士等にご確認のうえ、貴団体自らが判断ください。

ホームページアドレス <http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm>

◇2019.4.2 日本生命保険相互会社 団体年金コンサルティングG 発行(日本-年基-201904-170-0025-D)

I. DBにおける「下限予定利率」について

○DBにおける「下限予定利率」※1は、財政計算の基準日が2019年度中となる場合、0.0%になることが示されました。

【「下限予定利率」の推移】

年度	2015	2016	2017	2018	2019
下限予定利率	0.5%	0.3%	▲0.1%	0.0%	0.0%

※1「10年国債の応募者利回りの直近5年平均」と「10年国債の応募者利回りの直近1年平均」のいずれか低い利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。

II. DBにおける「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」について

○DBにおける「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」※2は、最低積立基準額を算定する際の基準日が2019年度中となる場合、1.05% ※3となることが示されました。

【「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」の推移】

年度	2015	2016	2017	2018	2019
予定利率	1.90%	1.76%	1.46%	1.24%	1.05%

※2「30年国債の直近5年平均」の利回りを勘案して厚生労働大臣が定めることとされています。

※3 当予定利率に、0.5%以内の数値を加減して得た率を「最低積立基準額の算定に用いる予定利率」とすることも可能です（「最低積立基準額のイメージ図」を参照。）。ただし、基金型DBは代議員会の議決、規約型DBは労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意を得る必要があります（詳細は、NISSAY年金NEWS2019.4.2号「DBの非継続基準の予定利率について（通知の発出）」をご参照ください）。

